

会 員 規 約

【名称】

一般社団法人 日本救急救命士協会
(Japanese Paramedics Association) 略称 JPA

【会員規約】

この会員規約（以下「本規約」と言う。）は、一般社団法人 日本救急救命士協会（以下「社団」と言う。）と、一般社団法人 日本救急救命士協会に加入する会員（以下「会員」と言う。）との関係に適用する。本規約は、入会申込を当社団が入手した時点で、本規約を承認されたものとする。

第 1 節 総則

第 1 条（会員規約の適用）

1. 当社団は、会員との間に本規約を定め、これにより当社団の運営を行う。

第 2 条（会員規約の変更）

1. 当社団は、円滑な運営のために必要と判断される場合、理事会の議決を経て、本規約を変更することがある。

第 3 条（会員の定義）

1. 会員の種類について、次の各項に定義する。

(1) 正会員

当社団の目的及び趣旨等に賛同し、本規約第 4 条で定められた入会金および年会費を納入し、当社団に入会を認められた救急救命士の資格を持つ個人をいう。

(2) 特別会員

当社団の目的及び趣旨等に賛同し、理事の推薦と理事会の承認を受けて選出された個人をいう。

(3) 個人賛助会員

当社団の目的及び趣旨等に賛同し、援助することを目的に、本規約第 4 条で定められた年会費を納入し、当社団に入会を認められた個人をいう。

(4) 法人会員

当社団の目的及び趣旨等に賛同し、当社団に入会を認められ、本規約第 4 条で定められた初期登録手数料および年会費を納入した法人をいう。なお、法人会員は年会費の口数により、法人会員種別を本規約第 4 条の 2 のとおり分類する。

(5) 法人賛助会員

当社団の目的及び趣旨等に賛同し、援助することを目的に、本規約第 4 条で定められた年会費を納入し、当社団に入会を認められた次の団体をいう。

法人賛助会員 A：社団の目的に賛同し、賛助を目的に入会した営利法人。

法人賛助会員 B：社団の目的に賛同し、賛助を目的に入会した非営利法人。

第 4 条（会費、入会金、登録手数料）

1. 会員は毎年当該会費を納入しなければならない。
2. 会費は次のとおりとする。

(1)正会員 年会費 4,000 円

(2)特別会員

入会金および年会費無料

(3) 個人賛助会員

年会費 1 口 10,000 円 (1 口以上)

(4) 法人会員

口数に応じ次の分類に種別する。

法人S会員 年会費 500,000 円

法人A会員 年会費 300,000 円

法人B会員 年会費 150,000 円

法人C会員 年会費 50,000 円

(5)法人賛助会員

法人賛助会員 A 年会費 1 口 100,000 円 (1 口以上)

法人賛助会員 B 年会費 1 口 50,000 円 (1 口以上)

3. 正会員は申込時に年会費と同時に入会金を納入する。入会金は次のとおりとする。

入会金 3,000 円

4. 法人会員は、申込時に年会費と同時に全種別統一で次の初回登録手数料を納入する。

法人の種類に関わらず一律 10,000 円

5. 正会員は下記の入会金及び年会費の無料期間を設ける

(令和7年度分会費を納入済みの場合)

- ・令和7年3月末日までに、令和7年度の年会費を納入済みの場合（令和6年度分年会費まで継続して年会費を納めていただいている方）は、令和8年度の年会費を無料とする

(新規入会の場合)

- ・令和7年4月1日～令和9年1月31日までに入会した場合、入会金を無料とする
- ・令和7年4月1日～令和9年1月31日までに入会した場合、令和7年度および令和8年度分（令和7年4月1日～令和9年3月31日）の年会費を無料とする

(新規入会で、救急救命士資格を取得して2年未満の場合)

- ・入会時期に関わらず、資格取得後2年間（資格取得2年目の3月31日まで）は入会金、年会費を無料とする

6. 法人会員に所属する正会員の年会費免除

- ・法人S会員に所属する正会員のうち、10人まで年会費を免除する
- ・法人A会員に所属する正会員のうち、5人まで年会費を免除する
- ・法人S会員およびA会員の年会費免除当該者は、入会金の納入を行い会員登録する（入会金無料期間は無料）
- ・法人S会員およびA会員は、年会費免除者の入会金を年会費とは別に支払うことができる（入会金無料期間は無料）

第2節 入会申込等

第5条（入会申込）

1. 正会員として入会しようとする者は、入会申込フォームから必要事項を記入し当社団に提出する。当社において申込み受理後、申込者は当社団が本規約第4条に定める入会金および年会費を納入し、入会手続きを行うものとする。

2. 法人会員として入会しようとする者は、入会申込みの旨を当社団に申請し、理事会の審査・承認を経て、当社団が本規約第4条に定める法人分類に従い、申請者は初回登録手数料と年会費を納入し、入会手続きを行うものとする。

3. 個人賛助会員および法人賛助会員として入会しようとする者は、入会申込みの旨を当社団に申請し、理事会の承認を経て、当社団が本規約第4条に定める年会費を納入し、入会手続きを行うものとする。

第6条（入会の成立）

1. 入会は、個人賛助会員、特別会員、法人会員および法人賛助会員においては、理事会の承認後、その承認日をもって会員の資格を生ずるものとする。正会員においては入会金および年会費の払込が当社団の指定する口座に着金がされた日をもって（無料期間中は申請受理日をもって）会員の資格を生ずるものとする。

第7条（入会申込の拒絶）

1. 当社団は、入会申込者が次の各号に該当する場合は、入会を認めない場合がある。

- (1) 申込書に偽名等の虚偽の事項を記載した場合
- (2) 入会申込者が本規約に反するおそれのある場合
- (3) その他、前各号に準ずる場合で、当社団が入会を適当でないと判断した場合
- (4) 入会申込後、一定の期間を経過しても、会費の納入がない場合

第3節 会員資格有効期間および資格の停止・解除

第8条（会員資格有効期間）

1. 会員資格有効期間は、第5条に定める入会成立日より当該年度の3月末日までとする。
2. 会員資格の更新は前項の定める有効期限満了日までに、翌年分の年会費を納入することで（無料期間の場合は継続の意志の申告をもって）自動更新されるものとする。

第9条（会員資格の停止）

1. 当社団は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該会員に対し事前に通知及び勧告することなく、当該会員の資格を停止することがある。

- (1) 期限を過ぎても会費の納入が無いとき
- (2) 内外の諸法令または公序良俗に反する行為を行ったとき
- (3) 当社団、他の会員または第三者の商標権、著作権、財産、プライバシーを侵害した場合
- (4) 当社団、他の会員または第三者を誹謗中傷する情報を流したとき
- (5) 入会申込書に虚偽の事項を記載したことが判明したとき
- (6) 当社団の名誉と信用を失墜させる行為があったとき
- (7) この会員規約に違反した場合
- (8) その他、当社団が会員として不適当と判断した場合

第10条（会員資格の解除）

1. 会員は当社団に対し、インターネット会員ページで通知することにより、会員の資格を解除することができる。また、解除の効力は当該通知に指定された日時に生じるものとする。
2. 前項の規定により、会員資格が解除された場合、すでに納入済みの会費等の返還は行わない。

第4節 会員入会申込記載事項の変更等

第11条（会員の資格継承）

1. 個人で入会した会員が退会あるいは死亡した場合には、当該会員の会員資格は失われる。また、第三者への資格継承はできない。
2. 法人会員および法人賛助会員が、合併等により会員の資格が継承された場合、当該資格を継承した法人会員は、速やかに書面によりその旨を当社団に通知する。

第12条（会員の氏名及び名称等の変更）

1. 会員は、その氏名、名称、住所等に関する事項に変更があったときは、速やかにその旨を当社団に通知する。
2. 前項に規定変更通知の不在によって、当社団からの会員への通知、書類等が遅延または不達になったとしても、当社団はその責を負わない。

第13条（会員資格の継続）

1. 会員資格は、会員から当社団に会員有効期間満了の1ヶ月前に退会の通知の受領がない限り会員資格を継続する。
2. 会員資格は、当社団の定める方法による会費の払込みがない場合失効するものとする。なお、一度払い込まれた会費の返還は行わない。

第5節 会員の特典

第14条（正会員の特典）

1. 正会員は総会での議決権を有しない。ただし、社団の活動、事業に参画し下記の特典を受けることができる。
 - (1) 社団が提供する教育プログラムの利用や資格の取得。
 - (2) 救急救命士の活動に関する情報の提供、配信。
 - (3) 社団が主催、共催するフォーラム、イベント、セミナー等への会員特別価格での参加・受講。
 - (4) 仕事やボランティア活動の斡旋。
 - (5) 保険等、福利厚生制度の提供。
 - (6) 弁護士、税理士、FP（ファイナンシャルプランナー）等の専門家の紹介。
 - (7) その他社団が別に定めた特典。

第15条（法人会員の特典）

1. 法人会員は総会での議決権を有しない。ただし社団の活動、事業に参画し、下記の特典を受けることができる。ただし、本規約第4条に定める法人会員の分類により、受けられない項目もある。
 - (1) 救急救命士の活動に関する情報の提供、配信。
 - (2) 社団が主催、共催するシンポジウム、イベント、セミナーへの共催または協賛。
 - (3) 社団が主催する教育プログラムの利用。
 - (4) 仕事やボランティア活動の斡旋。
 - (5) ホームページ等広告媒体を利用した宣伝広告。
 - (6) 救急救命活動や教育に使用する機材等の貸出し。

- (7) 保険等、 福利厚生制度の提供。
- (8) 弁護士、税理士、FP（ファイナンシャルプランナー）等の専門家の紹介。
- (9) 正会員の年会費無料（S 会員 10 人、A 会員 5 人まで）。
- (10) その他社団が別に定めた特典。

第 16 条（個人及び法人賛助会員の特典）

1. 個人及び法人賛助会員は総会での議決権を有しない。ただし社団の活動、事業に参画し、下記の特典を受けることができる。
 - (1) 救急救命士の活動に関する情報の提供、配信。
 - (2) 社団が主催、共催するシンポジウム、イベントへの協賛。
 - (3) その他社団が別に定めた特典。

第 6 節 会員の活動

第 17 条（会員の活動）

1. 会員は、支援活動や個人的活動に関わらず、当社団の名のもとに活動する場合、事前に理事会の承認を得なければならない。理事会の了承の無い会員の自発的活動については、例えば会員が当社団の身分を名乗り、その自発的活動に関係した者が当該会員の身分・活動をどのように理解していようと、当社団は一切の責任を負わない。
2. 当社団が、会員に要請した活動、あるいは会員から事前申請がありこれを了承した活動については、当社団は一定の責任を有する。従って、当社団はその責任を果たすため当該活動を一定の管理下に置き、会員に活動の報告を求め、相談に応じ、指導・監督を行うことがある。
3. 当社団には、その事業の円滑な実施を図るため、必要に応じて理事会の決議により会員により構成された委員会を設置する。委員会についての詳細は別途、委員会規程により定める。
4. 当社団が定めた商号及び商標等を利用する場合は、理事会の承認を経ることとする。

第 7 節 損害賠償

第 18 条（損害賠償）

1. 会員が、本規約及び本規約に基づく諸規則に反し、またはそれに類する行為によって当社団が損害を受けた場合、当該会員は、当社団が受けた損害を当社団に賠償することとする。
2. 会員資格が解除された場合も、前項の規定は継続される。

第 8 節 個人情報の取扱い

第 19 条（個人情報の収集・利用・提供及びその保護）

1. 会員（本条においては、入会申込者を含む。）は、当社団が知り得た会員の個人情報（以下「会員情報」という。）を、次の各号に定める利用目的の範囲内で当社団が利用することに同意するものとする。
 - (1) 本規約第 2 節に定める入会審査のため。
 - (2) 本社の運営上必要な事項を会員に知らせるため。
2. 会員は、当社団が、その目的を達するための事業を行うにあたり、法人会員、外部委託事業者、協力者（団体）等に、必要な範囲で、会員に関する情報の提供がなされる場合があることを承認するものとする。
3. 当社団、法人会員、外部委託事業者及び協力者（団体）等は、第 1 項により知り得た会員の情報について、別途提示する個人情報保護方針に従って管理をおこない、会員のプライバシーの保護に十分注意しなければならない。

第9節 活動内容の変更

第20条（活動内容の変更）

1. 当社の活動内容の詳細は、別に定めるものとする。また、活動内容は、必要と判断される場合、理事会の議決を経て、変更することがある。

第10節 事業活動の延期及び中止

第21条（事業活動の延期及び中止）

1. 当社は、必要と判断される場合、理事会の議決を経て、特定の事業活動を延期又は中止することがある。
2. 当社が、特定の事業活動を延期又は中止するときは、会員に対しその旨を通知する事とする。

第11節 免責事項

第22条（免責事項）

1. 会員は、定款、規約、理事会の定める規則及び注意事項等に反し、その結果生じた如何なる不利益について、当社に対して損害賠償等を一切申立てることはできない。

第23条（会員間の紛争）

1. 会員間相互に生じた紛争において、当社には一切の責務は無いものとする。
2. 会員間相互において生じた紛争において、会員は自己の費用と責任において解決するものとし、当社は一切関知しない。

第12節 その他

第24条（規定の追加）

1. 本規約に定めのない事項で、必要と判断される事項については、理事会の議決を経て、順次定めるものとする。

第13節 解釈の疑義

第25条（解釈の疑義）

1. 本規約について疑義及び紛争が生じたとき、又は本規約に記載のない事項については、会員と当社の間で協議を行い、円満かつ迅速に解決しなければならない。

第14節 準拠法

第26条（準拠法）

1. 本規約に関する準拠法は、全て日本国の法令が適用される。

附則1 本会員規約は2025年4月1日より実施する。

附則2 2025年7月7日 一部改訂 第17条3項追加

附則3 2025年10月8日 一部改訂 第4条5項修正